

【相場ライフ】お客様各位

岡安商事株式会社

## 石油製品現金決済取引上場に伴うお知らせ

拝啓 春暖の候、益々御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年 5 月 8 日より東京商品取引所に石油製品 6 商品（ガソリン・灯油・軽油の 3 商品それぞれで、取引単位が 50kl（キロリットル）及び 10kl のもの）の現金決済取引が上場されることになりました。併せて東京商品取引所受託契約準則の変更もございましたので、お知らせ致します。

当社手数料につきましては、それぞれの石油製品現物先物取引と同様の手数料水準にてサービスさせていただきます。

この機会に石油製品現金決済取引をお取引賜りますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

現金決済取引	倍率	約定値段
ガソリン 50kl（愛称：バージガソリンスワップ） 灯油 50kl（愛称：プラッツバージ灯油スワップ、バージ灯油スワップ） 軽油 50kl（愛称：プラッツバージ軽油スワップ、バージ軽油スワップ）	50 倍	一律
ガソリン 10kl（愛称：ローリーガソリンスワップ） 灯油 10kl（愛称：プラッツローリー灯油スワップ、ローリー灯油スワップ） 軽油 10kl（愛称：プラッツローリー軽油スワップ、ローリー軽油スワップ）	10 倍	一律

※ 東京商品取引所が発表している商品名愛称として、取引単位が 50kl のものをバージ、10kl のものをローリーと呼びます。

#### ◎取引要綱 現金決済取引 ガソリン・灯油・軽油 共通

取引の種類	現金決済先物取引（限月）
帳入値段	1 計算区域の最終約定値段。当該計算区域に約定値段がない場合は、直前計算区域（新甫限月にあつては直前限月）の帳入値段。
最終決済価格	発表価格をもとに、その月間総計を採取日数で除した価格《50kl（バージ）、10kl（ローリー）のそれぞれについて算出》
限月	新甫発会の属する月から起算した 7 月以内の各月（7 限月制）
新甫発会日	当月限取引最終日の翌営業日（日中立会から）
当月限取引最終日	当月限の最終営業日（日中立会まで）
最終決済日	当月限の翌月第一営業日
取引単位	50kl（バージ） 及び 10kl（ローリー）
呼値とその値段	1kl 当り 10 円刻み
立会時間	【日中立会】 寄付板合わせ：午前 8 時 45 分 ザラバ取引：午前 8 時 45 分～午後 3 時 10 分 引板合わせ：午後 3 時 15 分 【夜間立会】 寄付板合わせ：午後 4 時 30 分 ザラバ取引：午後 4 時 30 分～翌日午前 5 時 25 分 引板合わせ：翌日午前 5 時 30 分
証拠金	㈱日本商品清算機構が証拠金額計算の基礎となる値（変数）を決定。
SCB 幅	上下 10,000 円 : 夜間立会開始時に前計算区域の帳入値段を基に設定。
DCB 幅	上下 400 円 : 基準値段（原則として直近約定値段）を基に設定。
建玉制限	設定しない。ただし取引所が必要と認めた場合には、建玉制限を設けるものとする。
希望受渡	現金決済先物取引の「受渡決済の特例」として「希望受渡」*を導入。 *売建玉を有する取引参加者と買建玉を有する取引参加者が合意し、取引所が認めた場合には、受渡決済を行うことができる制度。

#### ◎取引要綱 現金決済取引 ガソリン

取引の対象	JIS K2202 の 2 号の品質基準に適合するレギュラーガソリン 《50kl（バージ）、10kl（ローリー）とも》
-------	---

#### ◎取引要綱 現金決済取引 灯油

取引の対象	JIS K2203 の 1 号の品質基準に適合する灯油《50kl（バージ）、10kl（ローリー）とも》
-------	---

#### ◎取引要綱 現金決済取引 軽油

取引の対象	揮発油等の品質の確保に関する法律施行規則第 22 条第 1 項の規格に適合し、且つ、JIS K2204 の品質基準（各限月毎に、以下に掲げる当該限月に対応する種類についての品質基準）に適合する軽油 1 月限～3 月限及び 12 月限：2 号 4 月限～5 月限及び 10 月限～11 月限：1 号 6 月限～9 月限：特 1 号 《50kl（バージ）、10kl（ローリー）とも》
-------	---

次に、東京商品取引所受託契約準則の変更について記載しておりますのでご覧下さい。

以上

株式会社東京商品取引所の石油製品6銘柄の開始に係る受託契約準則の変更が以下の通りございましたので、ご確認のほどよろしくお願ひします。( \_\_\_\_\_線は変更箇所)

**(取引証拠金の追加差し入れ又は追加預託)**

**第11条の2** 委託者は、総額の不足額又は現金不足額が生じた場合には、いずれか大きい額以上の額を取引証拠金として、当該不足額が発生した日(清算機構が定める計算区域ごとの日をいう。)の翌営業日(委託者が非居住者である場合は、当該不足額が発生した日の翌々営業日)正午までの受託取引参加者が指定する日時までに、受託取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。この場合において、現金不足額に相当する額の取引証拠金は、充用有価証券等及び充用外貨をもって充てることができないものとする。

**第9章 商品市場の特例**

**第2節 石油市場の特例**

**(取引証拠金の差し入れ又は預託の特例)**

**第42条** 委託者は、取引を受渡しにより決済しようとするときは、本所の定める取引受渡し証拠金を当月限納会日(申告受渡し及び限月現金決済先物取引に係る希望受渡しにあつては、当該決定日)に差し入れ又は預託するものとし、その期間は本所の定める日までとする。ただし、買方の委託者であつて当該受渡しに係る総取引金額を当月限納会日の前営業日の午後4時まで(第15条第4項の規定により、委託者が指示日において受渡しにより決済をする旨と指示した場合にあつては、第16条第1項の規定により受託取引参加者が定める日時まで)に受託取引参加者に差し入れた場合は除く。

**(反対売買による決済の特例)**

**第44条** 本所は、受託取引参加者が委託を受けた限月現金決済先物取引で当月限に係るものについて当該委託者による転売又は買戻しが当月限取引最終日までに行われなるときは、当月限最終決済日において、本所が定めた所定の方法により算出された価格により、当該取引を当該委託者の計算において決済するものとする。この場合において、当該決済は受託取引参加者が当該委託者の計算において行ったものとみなす。

**(限月現金決済先物取引の受渡しによる決済の特例)**

**第46条の2** 委託者は、限月現金決済先物取引における希望受渡しの委託をするときは、その旨を受託取引参加者に指示するものとする。この場合において、委託者は、受託取引参加者が定める日時までに受託取引参加者が定める事項を受託取引参加者へ申し出るものとする。

2 限月現金決済先物取引における希望受渡しの成立については、本所が承認したものに限るものとする。

3 前各項に規定する場合のほか、限月現金決済先物取引における希望受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程を準用する。

**第5節 ADPの特例**

**(ADPの委託)**

**第49条の3** 委託者は、本所の業務規程に定めるADPの委託をするときは、その旨を受託取引参加者に指示するものとする。この場合において、委託者は、受託取引参加者が定める日時までに受託取引参加者が定める事項を受託取引参加者へ申し出るものとする。

2 ADPの成立については、本所が承認したものに限るものとする。

3 (略)

**第11章 EFP取引及びEFS取引の特例**

**(EFP取引及びEFS取引による取引の委託)**

**第72条** 委託者は、本所の業務規程に定めるEFP取引又はEFS取引に係る取引の委託をするときは、その旨を受託取引参加者に指示するものとする。この場合において、委託者は、受託取引参加者が定める日時までに受託取引参加者が定める事項を受託取引参加者へ申し出るものとする。

2 EFP取引及びEFS取引の成立については、本所が承認したものに限るものとする。

3~4 (略)

**第11章の2 EFF取引の特例**

**(EFF取引による取引の委託)**

**第72条の2** 委託者は、本所の業務規程に定めるEFF取引に係る取引の委託をするときは、その旨を受託取引参加者に指示するものとする。この場合において、委託者は、受託取引参加者が定める日時までに受託取引参加者が定める事項を受託取引参加者へ申し出るものとする。

2 EFF取引の成立については、本所が承認したものに限るものとする。

3 委託者は、本所の指示に基づき受託取引参加者からEFF取引に係る書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

4 前各項に規定する場合のほか、EFF取引に関する必要な事項については、本所の業務規程を準用する。

**第12章 立会外取引の特例**

**(立会外取引による取引の委託)**

**第73条** 委託者は、本所の業務規程に定める立会外取引に係る取引の委託をするときは、その旨を受託取引参加者に指示するものとする。この場合において、委託者は、受託取引参加者が定める日時までに受託取引参加者が定める事項を受託取引参加者へ申し出るものとする。

2 立会外取引の成立については、本所が承認したものに限るものとする。

3~4 (略)

**附則** 第46条の2(限月現金決済先物取引の受渡しによる決済の特例)及び第72条の2(EFF取引による取引の委託)の新設規定並びに第11条の2(取引証拠金の追加差し入れ又は追加預託)、第42条(取引証拠金の差し入れ又は預託の特例)、第44条(反対売買による決済の特例)、第49条の3(ADPの委託)、第72条(EFP取引及びEFS取引による取引の委託)及び第73条(立会外取引による取引の委託)の変更規定は、平成29年5月8日又は商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成29年4月28日)のいずれか遅い日に施行する。